患者負担割合及び高額療養費自己負担限度額

協会けんぽ・国民健康保険(70 歳未満の方)

所得区分		月単位の上限額(円)　外来・入院
ア	年収約 1,160 万円～ 健保:標準報酬月額 83 万円以上 国保:旧ただし書き所得 901 万円超	252,600＋(医療費－842,000)×1% 《多数回該当:140,100》
イ	年収約 770～約 1,160 万円 健保:標準報酬月額 53～79 万円 国保:旧ただし書き所得 600 万～901 万円	167,400＋(医療費－558,000)×1% 《多数回該当:93,000》
ウ	年収約 370～約 770 万円 健保:標準報酬月額 28 万～50 万円 国保:旧ただし書き所得 210 万～600 万円	80,100＋(医療費－267,000)×1% 《多数回該当:44,400》
エ	年収約 370 万円未満 健保:標準報酬月額 26 万円以下 国保:旧ただし書き所得 210 万円以下	57,600 《多数回該当:44,400》
オ	住民税非課税	35,400 《多数回該当:24,600》

70 歳以上・後期高齢者医療被保険者証・高齢受給者証の所持者

所得区分	外来 個人単位	外来＋入院 世帯単位
現役並みⅢ　負担割合が３割の方 健保:標準報酬月額 83 万円以上 または課税所得 690 万円以上	252,600＋(医療費－842,000)×1% 《多数回該当:140,100》	
現役並みⅡ　負担割合が３割の方 健保:標準報酬月額 83 万円以上 または課税所得 690 万円以上	167,400＋(医療費－558,000)×1% 《多数回該当:93,000》	
現役並みⅠ　負担割合が３割の方 健保:標準報酬月額 83 万円以上 または課税所得 690 万円以上	80,100＋(医療費－267,000)×1% 《多数回該当:44,400》	
一般 健保: 標準報酬月額 26 万円以下 または課税所得 145 万円未満	18,000 円 【年間上限 144,000 円】	57,600 《多数回該当:44,400》
Ⅱ 住民税非課税	8,000 円	24,600 円
Ⅰ 住民税非課税		15,000 円

多数回該当とは、外来受診や入院等で過去１年間で４回以上高額療養費に回答した場合は、４回目から自己負担が軽減されます。(多数回該当になります。)

20250401 更新

入院時食事療養費・入院時生活療養費

【入院時食事療養費の標準負担額】

【65 歳未満】			1 食
A	一般の方(B、C いずれも該当しない者)		510 円
B	C に該当しない小児慢性特定疾病自動等又は指定難病患者		280 円
C	住民税非課税世帯 (減額認定)	過去 1 年間の入院期間が 90 日以下	240 円
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	190 円
	低所得者Ⅰ(住民税非課税かつ世帯の所得が一定基準以下)		110 円

【入院時生活療養費】(療養病床に入院する 65 歳以上の方)

【65 歳以上】			1 食	居住費 (1 日)
A	一般の方(B、C、D いずれも該当しない者)		510 円	370 円
B	指定難病患者		280 円	0 円
C	低所得Ⅱ 住民税非課税世帯	過去 1 年間の入院期間が 90 日以下	240 円	370 円
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	190 円	370 円
D	低所得者Ⅰ(住民税非課税かつ世帯の所得が一定基準以下)		110 円	370 円

20250401 更新